

○芦屋市立美術博物館条例

平成2年10月1日  
条例第22号

注 平成17年9月28日条例第28号から条文注記入る。

改正 平成4年10月1日条例第27号

平成9年3月27日条例第9号

平成15年3月19日条例第7号

平成17年9月28日条例第28号

平成18年3月24日条例第5号

[芦屋市附属機関の設置に関する条例附則第10条による改正]

平成22年6月30日条例第19号

平成24年3月26日条例第10号

平成24年12月21日条例第36号

[芦屋市立図書館設置条例等の一部を改正する条例第2条による改正]

令和元年12月20日条例第13号

[使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例第9条による改正]

(設置)

第1条 美術及び歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養の向上を図り、もって市民文化の発展に寄与するため、芦屋市立美術博物館（以下「美術博物館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 美術博物館は、芦屋市伊勢町12番25号に置く。

(事業)

第3条 美術博物館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、模写、模型、文献、写真、フィルム等の資料（以下「美術博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
- (2) 講演会、研究会等を開催すること。
- (3) 美術博物館資料に関する学術調査及び研究を行うこと。
- (4) 美術及び歴史に関する知識の普及及び啓発に関する事業のために施設を利用させること。
- (5) 美術博物館資料に関する出版物を刊行すること。
- (6) 他の博物館、学校その他の関係機関と連絡し、及び協力すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、美術博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 美術博物館に、館長及び学芸員を置くほか、必要な職員を置くことができる。

(平22条例19・全改)

(開館時間等)

第4条の2 美術博物館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 美術博物館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後最初の同法に規定する休日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(平22条例19・追加)

(観覧料)

第5条 美術博物館に展示している美術博物館資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校の児童・生徒及びこれらに準ずる者又は年齢に達しない者が観覧しようとするときは、無料とする。

(特別観覧料)

第6条 美術博物館に保管し、又は展示している美術博物館資料について学術研究等のために模写、模造及び撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。

(施設の使用料)

第7条 別表第3に掲げる美術博物館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、同表に定める額の使用料を納めなければならない。

(入館の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、美術博物館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は美術博物館の施設、設備、美術博物館資料を汚損し、損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者
- (2) 美術博物館の管理上必要な指示に従わない者

(平22条例19・一部改正)

(原状回復の義務等)

第9条 美術博物館を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備又は美術博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(駐車場の設置及び使用料)

第10条 美術博物館に駐車場を設置する。

2 駐車場の供用日は、1月1日から12月31日までとし、供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

3 駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、美術博物館、芦屋市立図書館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。

	使用料区分	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
美術博物館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
美術博物館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

(平24条例36・一部改正)

(利用料金)

第10条の2 第12条の2第1項の規定により美術博物館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせた場合にあっては、利用者は、第5条から第7条まで及び前条に規定する観覧料等に代えて、美術博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第1項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(平22条例19・追加)

(観覧料等の免除)

第11条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。

る。

(平22条例19・全改, 平24条例36・一部改正)

(観覧料等の不還付)

第12条 既に納めた観覧料, 特別観覧料及び使用料は, 返還しない。ただし, 特別の理由がある場合は, 教育委員会規則で定めるところにより, その全部又は一部を返還することができる。

2 前項の規定は, 第10条の2第1項の利用料金について準用する。この場合において, 前項中「特別の理由がある場合は, 教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは, 「指定管理者は, 教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。

(平22条例19・一部改正)

(管理の代行等)

第12条の2 教育委員会は, 地方自治法第244条の2第3項の規定により, 美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により, 美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は, 次に掲げる業務とする。

(1) 美術博物館の利用の許可に関する業務

(2) 美術博物館の運営に関する業務

(3) 美術博物館の施設, 設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか, 美術博物館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務

3 第1項の規定により, 美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項, 第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については, 第4条の2第3項及び第10条第2項中「教育委員会は, 特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は, あらかじめ教育委員会の承認を得て」と, 第6条から第8条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平22条例19・追加, 平24条例36・一部改正)

(美術博物館協議会)

第13条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき, 美術博物館に芦屋市立美術博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は, 10人以内とし, 学校教育及び社会教育の関係者, 家庭教育の向上に資する活動を行う者, 学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。

3 協議会の委員の任期は, 2年とする。ただし, 補欠委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

4 委員は, 再任されることができる。

(平24条例10・一部改正)

(補則)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は, 教育委員会規則で定める。

(平22条例19・全改)

附 則

1 この条例は, 平成3年3月22日から施行する。ただし, 第4条及び第14条の規定は, 平成2年10月1日から施行する。

2 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

3 芦屋市立図書館設置条例(昭和26年芦屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成4年10月1日条例第27号)

この条例は, 公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月27日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は, 平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立美術博物館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月19日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成17年9月28日条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市立美術博物館条例第12条の2第1項の規定により美術博物館の管理を指定管理者に行わせる日前に教育委員会が改正前の芦屋市立美術博物館条例第6条又は第7条の規定により行った許可は、同日以後指定管理者が行った許可とみなす。

附 則 (平成24年3月26日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市立美術博物館条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに委嘱又は任命される委員について適用する。

附 則 (平成24年12月21日条例第36号抄)

この条例は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(芦屋市立美術博物館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 10 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立美術博物館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

(令元条例13・一部改正)

区分	常設展示観覧料 (1人につき)		特別展示観覧料(1人につき) 2,030円の範囲内において教育委員会 がその都度定める額
	個人	団体	
一般	300円	240円	
大学生・高校生	200円	160円	

備考

- 1 常設展示観覧とは、美術博物館が平常的に展示する美術博物館資料の観覧をいい、特別展示観覧とは、美術博物館が特別に展示する美術博物館資料の観覧をいう。
- 2 団体とは、20人以上をいう。
- 3 大学生・高校生とは、法第1条に規定する大学・高等専門学校並びに高等学校の学生・生徒及びこれらに準ずる者をいう。
- 4 特別展示観覧料を納めた者の常設展示観覧料は、無料とする。

別表第2（第6条関係）

（令元条例13・一部改正）

		特別観覧料（1点1日につき）	
熟覧		300円	
模写，模造等		500円	
撮影	モノクローム	学术研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	1,010円
	カラー	学术研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う場合	2,030円

別表第3（第7条関係）

（令元条例13・一部改正）

区分	使用料		
	午前10時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前10時から午後4時30分まで
講義室	2,850円	4,370円	7,230円
体験学習室	4,170円	6,820円	11,000円

○芦屋市谷崎潤一郎記念館条例

昭和63年4月1日  
条例第7号

注 平成17年9月28日条例第27号から条文注記入る。

改正 昭和63年7月1日条例第20号

平成4年10月1日条例第26号

平成9年3月27日条例第8号

平成17年9月28日条例第27号

令和元年12月20日条例第13号

[使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例第8条による改正]

(設置)

第1条 谷崎潤一郎文学の業績をしのび、その作品、遺品等(以下「資料」という。)に接することを通じて市民の教養の向上を図り、もって市民文化の発展に寄与するため、芦屋市谷崎潤一郎記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 記念館は、芦屋市伊勢町12番15号に置く。

(事業)

第3条 記念館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
- (2) 資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (3) 資料に関する研究等のために講義室を利用させること。
- (4) 資料に関する学術調査及び研究を行うこと。
- (5) 資料に関する出版物を刊行すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、記念館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 記念館に必要な職員を置くことができる。

(平17条例27・全改)

(開館時間等)

第4条の2 記念館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 記念館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

(平17条例27・追加)

(観覧料)

第5条 記念館に展示している資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)

第1条に規定する小学校、中学校の児童・生徒及びこれらに準ずる者又は学齢に達しない者が観覧しようとするときは、無料とする。

(特別観覧料)

第6条 記念館に保管し、又は展示している資料について学術研究等のために模写、撮影等しようとする者は、教育委員会の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。

(資料の館外貸出し)

第7条 教育、学術若しくは文化に関する機関又は団体等が資料の館外貸出しを受けようとする場合は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の貸出しは、無料とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別表第3に定め

る額の貸出料を徴収することができる。

(講義室の利用)

第8条 講義室を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、別表第4に定める使用料を納めなければならない。

(利用料金)

第8条の2 第13条第1項の規定により記念館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせた場合にあつては、利用者は、第5条、第6条、第7条第2項及び第8条に規定する観覧料等に代えて、記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第4までに定める額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第1項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(平17条例27・追加)

(入館の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、記念館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は記念館の施設、設備、資料を汚損し、損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者

(2) 記念館の管理上必要な指示に従わない者

(3) その他教育委員会が入館を不相当と認める者

(原状回復の義務等)

第10条 記念館を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備又は資料を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(観覧料等の免除)

第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料及び使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定は、第8条の2第1項の利用料金（館外貸出しに係る利用料金を除く。）について準用する。この場合において、前項中「教育委員会は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。

(平17条例27・一部改正)

(観覧料等の不還付)

第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第8条の2第1項の利用料金（館外貸出しに係る利用料金を除く。）について準用する。この場合において、前項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平17条例27・一部改正)

(管理の代行等)

第13条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 記念館の利用の許可（第7条第1項の許可を除く。）に関する業務

(2) 記念館の運営に関する業務

(3) 記念館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務

3 第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条の2第3項中「教育委

員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「別表第3に定める額の貸出料」とあるのは、「指定管理者は貸出しに係る利用料金」とする。

(平17条例27・全改)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して240日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和63年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年9月28日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例第13条第1項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる日前に教育委員会がした利用の許可は、同日以後指定管理者がした利用の許可とみなす。

附 則 (令和元年12月20日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の際、改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

(令元条例13・一部改正)

区分	観覧料 (1人につき)		
	常設展示		特別展示
	個人	団体	
一般	300円	240円	1,010円の範囲内において教育委員会がその都度定める額
大学生・高校生	200円	160円	

備考

1 団体とは、20人以上をいう。

2 大学生・高校生とは、法第1条に規定する大学・高等専門学校並びに高等学校の学生・生徒及びこれらに準ずる者をいう。

3 特別展示の観覧料を納めた者の常設展示の観覧料は、無料とする。

別表第2 (第6条関係)

(令元条例13・一部改正)

区分	特別観覧料 (1点1日につき)
熟覧	300円
模写、模造等	500円
撮影	モノクロ 学術研究を目的とする場合 200円



カラー	出版等の収入が伴う場合	1,010円
	学術研究を目的とする場合	400円
	出版等の収入が伴う場合	2,030円

別表第3（第7条関係）

（令元条例13・一部改正）

区分	貸出料（1件につき）
館外貸出し	10,180円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

別表第4（第8条関係）

（令元条例13・一部改正）

区分	使用料	
講義室	午前9時～正午	1,420円
	午後1時～午後5時	1,830円